

令和5年度
P T A 総会要項

令和5年4月配布
(今年度から毎年書面総会になりました)

安食台小学校



栄町立
安食台小学校 P T A

卒業時まで保存

栄町立安食台小学校 PTA 会則（案）

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、「栄町立安食台小学校 PTA」と称し、事務所を安食台小学校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭、地域社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を遂行するために次の活動を行う。

1. 学校、家庭教育の理解と振興を図る活動。
2. 学校及び地域における教育環境の整備・改善と充実を図る活動。
3. 校外における児童の生活指導。
4. 会員相互の学習活動及び親睦に関する活動。
5. その他、本会の目的達成に必要な活動。

第 3 章 方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体で次の方針に基づいて活動する。

1. 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の宗教や政党に片寄ることなく、また本会の目的達成以外の営利を目的とする行為は行わない。
3. 本会または本会役員等の名で、他のいかなる選挙候補者の推薦活動をしない。
4. 自主独立であって、他の団体等の干渉を受けない。
5. 学校の人事、その他管理運営等に干渉しない。

第 4 章 会員

第 5 条 本会の会員となることのできるものは次のとおりである。

1. 安食台小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
2. 安食台小学校に勤務する教職員。
3. 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者。但し、この者は賛助会員とする。

第 6 条 本会の会員は、会費を納める者とする。

- ※ 1. 会費は1家庭あたり、年額4000円とする。
途中退会する場合は返金しないものとする。

転入の場合の規定。4000円÷12=333円を切り上げ350円×在籍月数

2. 特別の事情のある者には会費を減額し、または免除することができる。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 会計

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第 9 条 本会の経費は、総会において承認された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 本会の本部を総務とし、役割を下記のとおりとする。

1. 会 長 1名

2. 副会長 2名, 教職員1名

3. 書 記 2名

4. 会 計 2名, 教職員1名

※5. 前年度の総務経験者 若干名いると望ましい

第13条 役員は、会員の中から互選し、総会で承認を得るものとする。

第14条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。会長に欠員を生じた場合は、副会長がこれを代行する。任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、総務会、常任委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に不在、または事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代行する。
3. 書記は総会及び各会議の議事を記録し、その他一切の庶務に当たる。
4. 会計は本会のすべての金銭の収支を記録し、総会において会計監査を経た決算報告をする。

第16条 上記の役員の他に顧問を置くことができる。顧問は、会長の諮問に応じる。顧問の数及び人選は常任委員会で決定する。

第7章 会計監査委員

第17条 本会の経費を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第18条 会計監査委員は、常任委員会において選出し、総会で承認を得るものとする。

第19条 会計監査委員は、臨時に会計監査を行うことができる、

第8章 委員会

第20条 総務会は、会長、副会長、会計、書記、及び校長をもって構成され、常任委員会に議案を提出する。議事は、出席者の過半数を以て決する。

第21条 常任委員会は、会長、副会長、会計、書記、各専門委員会の正副委員長によって構成され、総会の意思に基づき重要事項の審議にあたる。議事は、出席者の過半数を以て決する。

第22条 緊急事項について必要のある場合は、常任委員会を以て総会に代えることができる。但し、次期総会において承認を求めなければならない。

第23条 常任委員会における議決内容を常任委員会開催後速やかに全会員に文書で周知しなければならない。

第24条 本会の目的及び活動を達成するため、次の専門委員会を置き活動にあたる。
教養委員会 広報委員会 地区委員会 学級委員会

第25条 専門委員会は、各学級、各地区より選出された専門委員で構成し、正副委員長を定

める。

第26条 専門委員会は、年度中の事業を定めて、その達成を図る。

第27条 専門委員会は、委員長が必要と認めたとき、または、構成委員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第28条 専門委員会の議事は、出席者の過半数を以て決する。

第29条 特別委員会は、本会の目的を達成するため特別の必要があるとき、会長の発議により委員会を構成し、その企画・運営にあたる。これらについて総会にて報告するものとする。

第9章 総会

第30条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員で構成される。定期総会は毎年4月中に会長が招集して行う。但し、常任委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は臨時に総会を招集しなければならない。

第31条 総会は全会員の2分の1（委任状を含む）以上の出席を以て成立し、議事は出席者の過半数を以て決する。

第32条 定期総会は次のことを審議する。

1. 規約の改正及び変更に関する事。
2. 活動及び予算の報告の承認に関する事。
3. 活動及び予算の計画の承認に関する事。
4. 役員承認に関する事。
5. その他重要事項の審議、及び審査に関する事。

第10章 会則の改正

第33条 常任委員会は会則の制定若しくは、改廃を決議した場合は、その案を次の総会に提出し、承認を得なければならない。

第34条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改廃できない。但し、改廃案は、総会の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

第11章 附則

第35条 本会の記録及び諸表簿は、これを引き継ぐものとする。その保存期間は3カ年とする。

第36条 本会の運営に関し必要な細則は本会則に反しない限りにおいて、常任委員会の議決を経て定める。

第37条 常任委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第38条 この会則は平成27年4月23日より施行する。

第39条 令和2年6月 一部改正。

第40条 令和3年4月 一部改正。

(感染拡大防止のため書面により承認を得るものとする。)

※印の箇所が昨年との変更点です。

栄町立安食台小学校 PTA 細則

第1章 PTA 役員等の選出に係る規定

第1条 役員は次の方法による定める。

1. 会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名を選び総会で承認を得るものとする。
2. 教養委員及び広報委員は、各学年より1名ずつ選出し、総会にて報告するものとする。
3. 地区委員は、各地区より以下のとおり選出し、総会にて報告するものとする。
 - ・安食台1・5・6丁目より1名
 - ・安食台2丁目より1名
 - ・安食台3丁目より1名
 - ・安食台4丁目より1名
 - ・木塚より1名
 - ・北辺田（北辺田・興津・須賀・新田・麻生・矢口）より1名
 - ・酒直（酒直・酒直台1丁目・酒直台2丁目・龍角寺・南部）より1名
4. 学級委員は、各学年の学級数分の人数を選出し、総会にて報告するものとする。

第2章 専門委員会の任務に係る規定

第2条 各委員会は、凡そ次の仕事をする。

1. 教養委員会
 - イ. 会員相互の理解と教養を高めるための研修企画、立案、運営。
2. 広報委員会
 - イ. PTA 広報の編集及び発行を行い、会員相互の意思の疎通、情報の交換に努める。
3. 地区委員会
 - イ. 校区各種団体との連携を図る。
 - ロ. 校区を中心に児童の健康安全を助成する。
4. 学級委員会
 - イ. 学級担任の学級経営への協力をするとともに、PTA 活動の基盤として、学級 PTA の充実、促進に努める。
 - ロ. 学校内、校区内の環境美化の促進に努める。

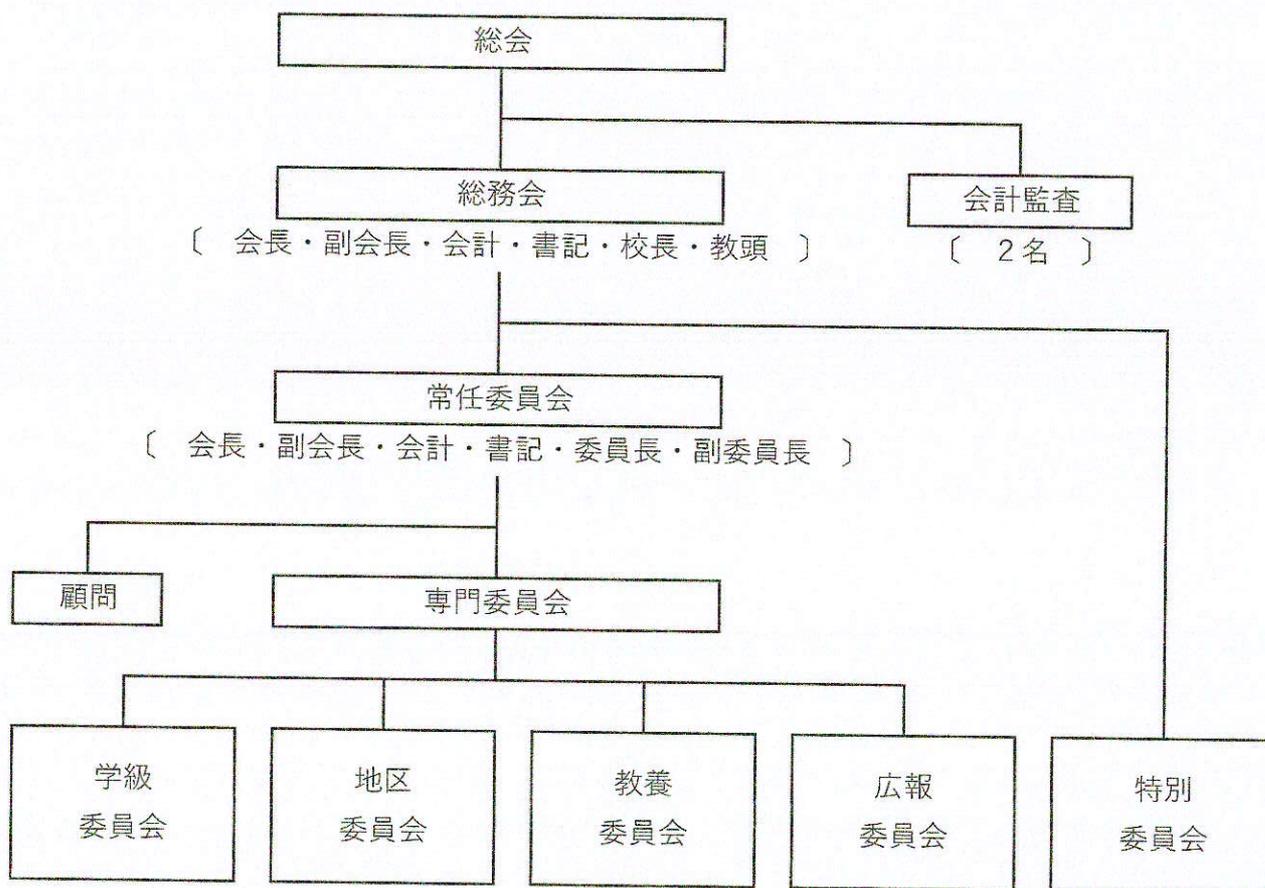
第3章 PTAの慶弔に係る規程

第3条 慶弔の基準を次の通りとする。

区分	事柄	金額
児童	死亡	5,000円
	傷病(入院14日間以上)	3,000円
会員	死亡	5,000円
教職員	死亡	5,000円
	転出・退職	3,000円
その他	この適用を受けたときの返礼はしないものとする。	

第4条 特殊事情によるときは、総務会で決定し常任委員会に報告する。災害によるときも総務会で決定し常任委員会で報告する。

安食台小学校PTA組織図



安食台小学校 P T A 運営方針

1. 運営の基本方針

保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長をはかるために P T A 会則に基づき、実践活動を通して効果的な運営にあたる。

2. 活動方針

- (1) P T A 活動の活発化をはかる。
 - ・委員会の運営を活発にし、自主的運営の推進をはかる。
- (2) 研修活動の充実をはかる。
- (3) 広報活動の推進をはかる。
- (4) 児童の校外生活の安全につとめる。

3. 委員会他とその具体的な活動

(1) 総務会

- ・ P T A 活動全般の企画運営にあたる。

(2) 会計監査

- ・ P T A 会計の会計監査を行う。

(3) 専門委員会

① 学級委員会 (各学年より学級数分)

- *学級または学年の P T A 活動の計画運営をする。
- *環境整備作業に関すること その他

② 教養委員会 (各学年より 1 名)

- *家庭教育に関わることや、会員の親睦と教養を高めるための、学習活動を計画し実践する。
- *交通安全教室の実施

③ 広報委員会 (各学年より 1 名)

- *広報紙を発行し、会員相互の意識を高め、P T A 活動の促進に、つとめる。

④ 地区委員会 (各地区より 1 名)

- *交通指導および地区巡回パトロールの計画。
- *各地区と学校との連絡調整につとめる。
- *ふれあい推進委員会との連携および計画 その他

(4) その他 ボランティア活動

- 卒業対策推進チーム 卒業の全般に関わる企画運営。
- 行事サポーター 各学校行事、委員会活動の手助け。

運営方針補足～協力お願い～

■ 緊急時の対応について

学校等より、緊急時の連絡があった際には、以下のような対応を各家庭にお願いいたします。

連絡を受けた家庭では、外に出て、子どもの通学路又は近くの公園の安全を確認する。(外に出ている子どもを見かけたら、家に帰るよう声をかける。)

■ その他

○交通指導及び地区巡回パトロールは、会員の方々によって実施します。全会員の方を対象に当番表を作成し実施したいと考えております。ご協力をお願いいたします。

○各委員会活動の他に、会員の方にお手伝いを募集することがあります。(サポーター他)たくさんの方にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○環境整備作業(年3回)、運動会のお手伝い等は、全会員のご協力をお願いいたします。

○PTA 委員登録制について

PTA 役員を選出させていただくに当たっては、意欲的に行ってくださる方を募ります。

役員数に満たない場合は、登録制により選出したいと考えます。登録制とは、お子様が何年生のときに、委員として協力していただけるのかを予め登録していただき、委員の選出を円滑に行ったり、より多くの方々に委員の機会が行き渡るように配慮したりした制度です。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<留意事項>

◇一児童について1回の委員経験を原則としてお願いいたしますが、2回以上の委員をお願いする場合があります。

◇希望登録した学年で委員ができなかった場合でも、6年生までには委員選出に加わっていただくことがあります。

◇一児童について一度以上委員を経験された方でも、何度希望をしていただいても構いません。

◇特別な事情がある場合にはお申し出下さい。

令和4年度 安食台小学校PTA活動報告

	総務会	活動内容
3月	3/8 前役員より引き継ぎ	
4月	4/13 前役員より引き継ぎ、役員決め 総務会 4/18 総会資料作成	4/14 会長 郡P会議出席
5月	5/10 総務会・常任委員会 PTA会費集金	5/26 会長 町P代表者会議出席 5/28 会長 郡P総会出席
6月	6/8 総務会・常任委員会	6/11 PTAバレーボール大会手伝い 漢字検定アンケート配布
7月	7/7 総務会・常任委員会	7/16 会長 郡PTA バレーボール大会手伝い (印西松山下公園)
8月		
9月	9/7 総務会・常任委員会	9/8 会長 郡P会議出席 9/22 会長 町P代表者会議出席
10月	10/5 常任委員会	運動会手伝い
11月	11/8 総務会・常任委員会	
12月	12/2 総務会・常任委員会	
1月	1/13 総務会・常任委員会	
2月	2/1 役員決め手紙配布 2/3 新入生説明会・役員決め 2/7 総務会・常任委員会 2/10 新役員決め	保護者会後に事前に募った 希望者の中から役員決め 2/22 会長 町P代表者会議出席
3月	3/7 総務会・常任委員会	3/3 会長 郡P会議出席 3/7 会計報告書 残金・会計ファイル提出
4月	4/19 総務会・常任委員会 新役員役所決め・引き継ぎ&総会準備 手伝い予定	4/13 会長 郡P会議出席

令和4年度 安食台小学校PTA活動報告

	学級委員会	活動内容
3月	3/8 前役員より引き継ぎ	LINEにて定例会
4月	4/13 前役員より引き継ぎ	常任委員会出席者決め・係決め LINEにて定例会
5月	5/10 常任委員会	植木の剪定お手伝いについて LINEにて定例会
6月	6/8 常任委員会 6/14 植樹委員手伝い	奉仕作業の手紙作成 植木剪定(お昼準備等) LINEにて定例会
7月	7/7 常任委員会	8月奉仕作業・各学年の場所決め LINEにて定例会
8月	8/29 奉仕作業	奉仕作業実施 LINEにて定例会
9月	9/7 常任委員会	LINEにて定例会
10月	10/5 常任委員会	LINEにて定例会
11月	11/1 植樹委員手伝い 11/8 常任委員会	植木剪定(役員参加できず) LINEにて定例会
12月	12/2 常任委員会	LINEにて定例会
1月	1/13 常任委員会	LINEにて定例会
2月	2/7 常任委員会	LINEにて定例会
3月	3/7 常任委員会	LINEにて定例会 3/7 会計報告書 残金・会計ファイル提出
4月	新役員に引き継ぎ予定	

令和4年度 安食台小学校PTA活動報告

	地区委員会	活動内容
3月		4/24→5/11 交通指導・パトロール表配布の話し合い
4月	4/13 定例会	
5月	5/10 常任委員会出席 5/11 定例会	5/11 交通指導・パトロール表配布作業
6月	6/8 常任委員会出席・定例会 6/30 定例会	
7月	7/7 常任委員会出席 定例会 7/13 ふれあい推進会議参加	キャンプについて話し合い
8月		
9月	9/4 定例会 9/7 常任委員会出席 9/15 ふれあい推進会議出席	キャンプについて話し合い 9/1～9/14 朝の交通指導
10月	10/1 ふれあいキャンプ参加 定例会 10/5 常任委員会出席・定例会	ふれあいキャンプ手伝い
11月	11/8 常任委員会出席 11/28 定例会	
12月	12/2 常任委員会出席 定例会	
1月	1/7 定例会 1/13 常任委員会出席・定例会	1/10～1/23 朝の交通指導
2月	2/5 定例会 2/7 常任委員会	
3月	3/1 定例会 3/7 常任委員会出席	3/7 会計報告書 残金・会計ファイル提出
4月	新役員に引き継ぎ予定	

令和4年度 安食台小学校PTA活動報告

	教養委員会	活動内容
3月		
4月	4/13 PTA役員会	前年度の引き継ぎ
5月	5/10 常任委員会 5/27 交通安全教室	交通安全教室で使用する自転車の移動・ふきあげ予定だったが雨で中止し、手紙作成のみ。
6月	6/8 常任委員会 6/26 IIKSの打ち合わせ	6/26 IIKSの係決め等、ふれプラのロビーにて行う
7月	7/2 安食台小主催IIKS 7/7 常任委員会	IIKSの司会・進行 IIKSの内容を手紙にまとめる
8月		
9月	9/7 常任委員会	会計帳簿の確認.会計監査入る
10月	10/5 常任委員会	
11月	11/8 常任委員会 11/12 IIKS参加	
12月	12/2 常任委員会 12/8 ベルマーク集計	授業参観の合間にそれぞれベルマークの集計
1月	1/13 常任委員会	
2月	2/4 IIKS参加 2/7 常任委員会	
3月	3/7 常任委員会	3/7 会計報告書 残金・会計ファイル提出
4月	新役員に引き継ぎ予定	

令和4年度 安食台小学校PTA活動報告

広報委員会		
3月		
4月	4/13 前役員より引き継ぎ 4/18 定例会	4/21 教頭先生にアンケートのお願い、配布 4/28 アンケート回収
5月	5/10 前役員より引き継ぎの続き 定例会 常任委員会	5/16.17.18.19 いちご狩り撮影
6月	6/6 定例会 6/8 常任委員会	6/6～6/12 1期写真選び.構成.チェック 6/13 教頭先生確認 6/16 プリントパック印刷注文 6/27 広報1期配布
7月	7/6 定例会 7/7 常任委員会	
8月		
9月	9/4 定例会 9/7 常任委員会	
10月	10/4 定例会 10/5 常任委員会	10/17 運動会予行 撮影 10/24 運動会 撮影
11月	11/8 定例会 常任委員会	11/8～11/25 2期構成.写真選び 11/25 教頭先生確認
12月	12/2 定例会・常任委員会 12/22 定例会	12/5 チェック(修正) 12/28 プリントパック印刷注文
1月	1/13 常任委員会	1/10 広報2期配布
2月	2/6 定例会 2/7 常任委員会	2/6 3期構成. 2/7 6年生アンケート.写真の依頼 2/13 6年生写真撮影 2/14～2/28 写真選び
3月	3/1 定例会 3/7 常任委員会	3/2 教頭先生確認 3/4 プリントパック印刷注文3月中旬配布 3/7 会計報告書 残金・会計ファイル提出
4月	新役員に引き継ぎ予定	

令和5年度 安食台小学校PTA会計予算(案)

1. 収入の部

(単位：円)

項目	令和4年度	令和5年度	比較	備考
会費	764,000	724,000	▲ 40,000	年額4000円X181(世帯数165+職員数16)
町P連補助	44,000	44,000	0	
その他	8	9	1	利息他
①合計	808,008	768,009	▲ 39,999	

2. 支出の部

項目	令和4年度	令和5年度	比較	備考
<運営費>				
会議費	-	-	0	会議費、灯油代等
接待費	25,000	25,000	0	植樹委員会、運動会来賓、敬老等
PTAスポーツ交流費	20,000	20,000	0	PTAバレー
渉外活動費	50,000	50,000	0	P連協議会等の団体活動費等
事務費	20,000	20,000	0	用紙代、インク代等
旅費通信費	7,000	7,000	0	研修参加交通費、振込手数料等
①小計	122,000	122,000	0	
<委員会活動費>				
地区委員会	10,000	10,000	0	パトロール表作成等の諸経費
学級委員会	10,000	10,000	0	環境整備作業の諸経費、他
教養委員会	10,000	10,000	0	交通安全教室の諸経費
広報委員会	40,000	40,000	0	広報誌「あじき台」発行諸経費
②小計	70,000	70,000	0	
<学校協力費>				
研修補助費	200,000	150,000	▲ 50,000	校内研修諸経費、資料費等
学校行事協力費	100,000	100,000	0	運動会、卒業式、集会等
児童活動費	80,000	80,000	0	クラブ、委員会活動援助費、各大会参加賞、保険料
保健衛生費	30,000	30,000	0	保健衛生品代、コロナ対策等
学校美化費	50,000	40,000	▲ 10,000	学校美化費
③小計	460,000	400,000	60,000	児童数現象の為削減
<その他の経費>				
P連負担金	35,000	35,000	0	町P連・郡市P連負担金
PTA傷害保険料	20,000	20,000	0	R5年度分
慶弔費	35,000	20,000	▲ 15,000	見舞金、香典代等
特別支出	-	-	0	
備品修繕費	30,000	30,000	0	PTA備品修理代
PTA催し物	-	-	0	PTA競技、バザー廃止の為削減
設備費	-	-	0	
④小計	120,000	105,000	15,000	
⑤ ①～④合計	772,000	697,000	▲ 75,000	
☆①収入合計-⑤支出合計	36,008	71,009	35,001	
繰越金より	902,927	740,111	▲ 162,816	
予備費(繰越金+☆)	908,935	811,120	▲ 97,815	